

令和7年度 ^{かいけおんせんかいゆう} 皆生温泉海遊ビーチ
海浜施設「BEACH RESORT KAIKE」出店者募集要項
(2次募集)



米子市観光協会



1. 概要

(1) 背景・目的

令和3年度に皆生温泉開発100周年記念継続事業「KAIKE101」の一環として、皆生温泉海水浴場の名称を「皆生温泉海遊（かいけおんせんかいゆう）ビーチ」と改め、漁火テラス（休憩スペース）の新規設置、海浜の分煙化に加え、海浜施設をリニューアルし「BEACH RESORT KAIKE（ビーチリゾートカイケ）」として設置している。

海浜施設「BEACH RESORT KAIKE」は、外壁は米子市出身のイラストレーター・マツダケンさんのイラストを施したキューブ型のシンプルなユニットハウスで、ビーチ開設期間中は遊具（浮き輪・パラソル等）の貸出し、地元食材を使用した料理やSNS映えするような特色のあるテイクアウト商品を提供する。

現在、皆生温泉エリアにおける賑わい創出並びに海・砂浜の通年利用に向けた取組みとして、GWから夏の海水浴期間まで砂浜に施設を設置し、皆生温泉地域全体の活性化を図ることを目的としている。

(2) 皆生温泉海遊ビーチ及び海浜施設「BEACH RESORT KAIKE」

白砂青松が続く弓ヶ浜半島の根元に位置する皆生温泉。幾つものお椀が連なったような独特な地形が特徴で、環境省が選定する「日本の海水浴場 88 選」にも選定されるほど水質が良好なマリナーリゾート。皆生温泉海遊ビーチの西側は、皆生温泉マリñasスレチック海皆（カイカイ）が海上に設置され、ファミリー層が楽しめる海遊びエリア、東側は海浜施設「BEACH RESORT KAIKE」（海の家）や漁火テラスを砂浜に設置し、ライフセーバーが常駐する遊泳エリアとして、利用者の利便性の良いビーチとしてゾーニングする。

特に海浜施設は、地元食材を活用したグルメやソウルフード、写真映えするような魅力的なテイクアウト商品の販売等、他の海水浴場の海の家と差別化できる商品を提供することにより、海水浴以外の客層も利用可能な集客拠点とする。

令和6年度は、様々な海のレジャーが楽しめる満足度が高い魅力的な海水浴場として、旅行サイト「じゃらんnet」のビーチ・海水浴場山陰・山陽部門で3年連続第1位に選定されている。



○皆生温泉海遊ビーチ来場者（実績）

令和6年度：約75,000人（51日間）

令和5年度：約62,000人（51日間）

令和4年度：約55,000人（51日間）

令和3年度：約24,000人（38日間） ※新型コロナウイルス感染症を鑑み期間を短縮

令和2年度：約20,000人（25日間）

//

海浜施設「BEACH RESORT KAIKE（ビーチリゾートカイケ）」

皆生温泉「白砂青松」の癒し処。外観はお洒落なキューブ型のシンプルなデザインで、魅力的なテイクアウトグルメを提供するカフェ風の店舗を配置し、海水浴客だけではなく白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコースを利用するサイクリストや米子市民、地元住民の方も立ち寄れる「温泉」「ビーチ」「食」の三位一体で楽しめる複合施設です。

夕暮れからは、砂浜と波のコントラストが美しいサンセットや夜には水平線にきらめく幻想的なイカ釣り船の漁火、移りゆく時間とともに様々な表情を見せる景観を堪能しながら、癒しのひとりが過ごせます。夜には施設全体がライトアップされ、砂浜から打ち上げられる花火も間近で楽しむことができます。

2. 募集概要

（1）皆生温泉海遊ビーチ・施設概要

名 称 皆生温泉海遊ビーチ

所 在 地 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉3丁目4番（海浜2・3番湾）

開 設 者 米子市観光協会 会長 伊澤 勇人

〒683-0067 鳥取県米子市東町161-2 市役所第2庁舎3階

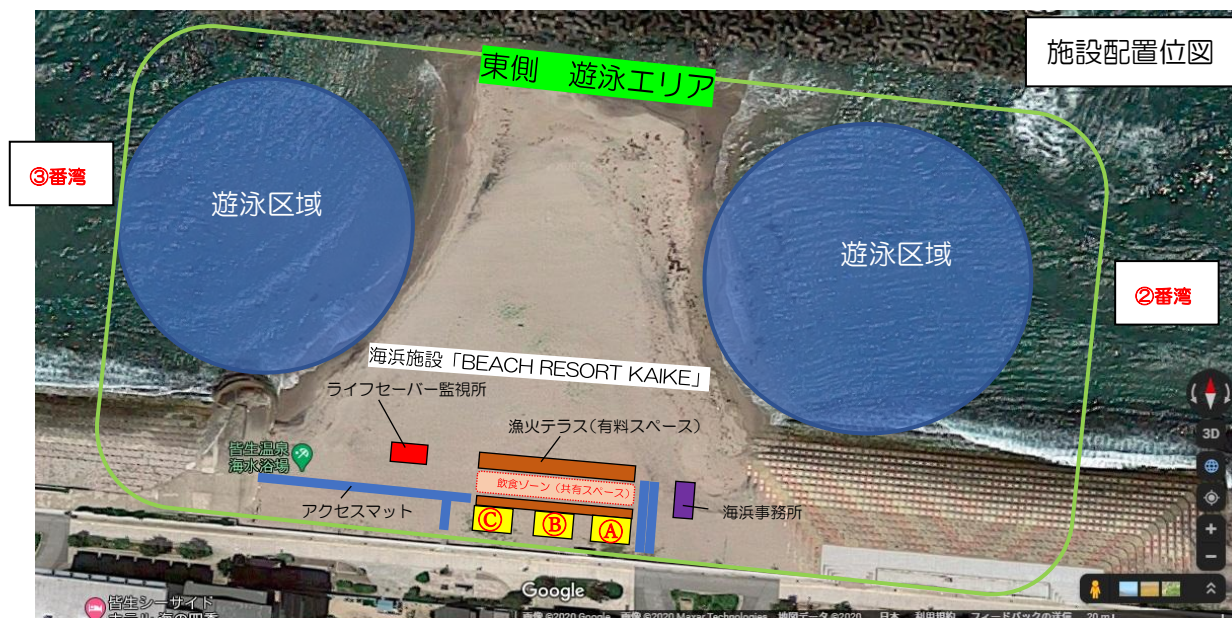
電話：0859-37-2311 FAX：0859-37-2377

募集店舗 下記レイアウトのユニットハウス①・②・③の3店舗を募集

※海浜施設は、海浜の形状等の理由により設置場所が変更する場合があります。

（ユニットハウスの仕様は、「ユニットハウス情報」をご確認ください。）

※離れのユニットハウス（海浜事務所）1棟は海遊ビーチ期間中に遊具等のレンタル、休憩スペース（有料）の貸出などで観光協会が使用します。



(2) テナント営業期間及び時間等

①営業期間 令和7年7月12日(土)～令和7年8月24日(日)《44日間》

皆生温泉海遊ビーチ開設期間

②営業時間

施設番号	営業時間		備考
①・②・③	7月12日(土)～7月24日(木)	7月25日(金)～8月24日(日)	※毎日営業(厳守) ラストオーダー 営業時間 15 分前
	昼の部 10:00～17:00 ※昼の部のみ営業	昼の部 10:00～17:00 夜の部 19:30～21:30	
海浜事務所	9:00～17:00	9:00～17:00、19:30～21:30	「KAIKE 夜あそ BEACH」イベント実施日は、～21:30 まで

※営業時間中、天候不良の場合は休業可能です。その場合、必ず観光協会へ連絡してください。

(台風、悪天等によりビーチクローズの場合、テナントも休業となります。)

※営業時間については、出店者決定後に協議し、再検討する場合があります。

※ビーチ期間中に開催するイベント等によっては、営業時間に限らない営業を可とし、その際の営業時間については協議の上、決定します。

(3) 出店料

出店料(以下の合計額)

- ・定額：12万円(全期間)
- ・歩合：売上金額の12%
- ・什器レンタル料：10万円(エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫、シンク等)

※光熱水費は別途負担いただきます。

※ビーチクローズに伴う出店料等の減額は行いません。

※海浜施設「BEACH RESORT KAIKE」の出店は、基本的に44日間営業することが条件です。

※出店料は皆生温泉海遊ビーチの環境整備やプロモーション等に使用します。

※出店料(月額・什器レンタル料・売上12%)及び光熱水費等は、出店期間終了後、令和7年9月30日(火)までにお支払いください。なお、支払い方法については、出店者決定後、協議の上、決定いたします。

(4) 設備

調理に伴うユニットテナント内の設備は以下のとおりです。

①マルゼン 2口60cm 業務用コンロ 1台

②マルゼンコンロ台 1台

③シンク 2台(調理・手洗い)

※①～③の設備は出店料に含まれています。

※備え付けの業務用コンロ以外のガス使用は出来ません。

※その他、必要な調理器具等は出店者でご準備ください。

(5) レジ

レジや決済システムは出店者でご準備をお願いします。(Air レジ推奨)

※必ず月毎の売上や商品別売上等、データ管理出来るレジをご準備ください。

(6) 光熱水費（下水道使用料含む）

出店者が使用する電気・水道（下水道使用料含む）・ガス料金については、観光協会で一括契約し、後日、各出店者で使用した分の光熱水費をご負担いただきます。

※各店舗の電力量の上限は、電灯が30A、動力は3KWといたします。(厳守)

(7) ゴミ処理

ビーチ期間中に出店者が出すゴミは、指定するゴミ捨て場を利用できます。ビーチ利用者のために設置した飲食スペース（共用）のゴミ箱は、観光協会が管理をします。

※出店事業者のゴミ運搬・処理費は、出店料に含まれています。

※廃油については、処理できませんので空の一斗缶等に移し変えるなど、各出店者で持ち帰り処理が必要となります。(厳守)

(8) 保険及び営業許可

飲食店営業許可については、観光協会で取得いたしますが、食中毒等が発生した場合は、出店者の責任となります。店舗責任者は必要に応じて「損害保険」に加入してください。

(9) その他

来場者等のデータを分析し皆生温泉海遊ビーチの運営に反映するため、売上（月毎、日毎、商品別毎等）の報告をデータで提出いただきます。また、皆生温泉海遊ビーチで共益すべき費用が生じた場合は、観光協会と出店者で別途、協議の上、決定します。

3. 出店における留意事項

(1) 環境への配慮

提供容器は、環境問題を配慮し環境配慮型容器（パルプモールド製品、バイオプラスチック、紙製品など）を使用に努め、ゴミの排出量削減につながる対策を講じてください。

(2) メニュー及び価格、食材管理等

①メニュー及び価格（追加・変更も含む）については、事前に観光協会へ連絡し、許可を得てください。

※他店舗と同メニューの場合、金額等調整させていただく場合があります。

②ビーチ内に共用の在庫保管場はございません。

③食材保管や調理方法も含め、食中毒に十分注意してください。

(3) 清掃

①公共スペース（施設周辺砂浜・飲食スペース・客席）の清掃は、店舗開店時、閉店時に出店者も必ず行ってください。

- ②店舗周りにゴミを放置することがないよう、常に心掛けてください。
- ③台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、出店者において、放置することなく適切に処理してください。
- ④観光協会等が企画するビーチクリーン（清掃）へ参加し、砂浜の美化に努めてください。

（４）風紀上の対策

- ①ビーチ内は禁煙です。喫煙スペースを設けますので、スタッフは必ず所定の場所で喫煙をお願いします。
- ②刺青やタトゥー等の露出はしないでください。
- ③酒類を販売する際に、購入者が未成年であると思料されるときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売してください。
- ④泥酔客への酒類の提供は行わないでください。
- ⑤蒸留酒については、アルコール分を含まない飲料で希釈して提供してください。
- ⑥ショット販売またはこれに類する方法や、専ら一気飲みを誘引する酒類の提供は行わないでください。
- ⑦ビーチ（海水浴場）という場所を鑑み、酒類の販売をことさら強調する客引き、強引な客引きを行わないでください。

（５）反社会的勢力の排除の徹底

- ①店舗の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなる取引をしないでください。
- ②暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び店舗の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書をご提出ください。

（６）騒音対策

- ①海遊ビーチの近隣の人家や宿泊施設、周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行ってください。
- ②海浜施設において、当観光協会が指定した音量制限のあるスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は基本的に認めません。使用する場合は、事前にご相談ください。

（７）店舗のクラブ化の禁止

- ①「クラブ化」の形態による営業は行わないでください。

「クラブ化」の定義

「クラブ化」の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業のことです。

- （ア）ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態

（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会や音楽イベントの催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において可能で

す。)

(イ) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心してビーチを利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態

(a) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催

(b) テナントの屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

②「クラブ化禁止」徹底のため、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けないでください。また、クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わないでください。

(8) 海遊ビーチ関係者会議

営業期間中に行うイベント等の情報共有や問題把握、またビーチ全体に係る情報等を共有するため、関係者会議の開催を1～2回程度予定しておりますので出席してください。

(9) 業務の連携

①出店者は、観光協会及び監視活動の非営利活動法人皆生ライフセービングクラブと業務を連携して実施してください。

②観光協会では皆生温泉海遊ビーチへの誘客を図るため、プロモーションの企画、日にち限定のイベントによる催事店舗（飲食販売）を誘致することがありますので、ご了承ください。

③観光協会及び出店者の連絡網として、LINEを活用いたします。出店者の代表者等、必要なスタッフはグループ登録をお願いします。

(10) 鍵の管理等

①テナント店舗の鍵は観光協会と出店者が、それぞれ1つずつ所有し管理します。

②複製が必要な場合には、事前に観光協会へ届出てください。

③期間終了後、複製鍵は観光協会へ全て返却してください。

(11) 台風災害等（天災）対策

①台風等における店舗の養生については、各出店者が安全面に配慮の上、店舗に破損が発生しないように措置を講じてください。措置が不十分で店舗に破損が生じた場合の修繕料は、出店者の負担となります。

②地震等の災害が発生し避難が必要になった場合には、来場者に対し避難誘導を実施し、来場者と一緒に避難してください。

③避難場所や避難誘導の手順については、観光協会と連携を図ってください。

(12) 台風災害等（天災）による臨時休業

台風災害等（天災）により、来場者の安全面に配慮し、やむを得ず皆生温泉海遊ビーチを臨時休業（ビーチクローズ）する場合があります。その場合は、観光協会の指示に従ってください。

(13) 苦情対応等

皆生温泉海遊ビーチに関して（各店舗へ対する運営も含む）、利用者や地域の住民から要望・苦情があった場合には丁寧に対応し、観光協会に必ず報告してください。

(14) 売上報告

営業期間終了後、毎月の売上総額、レジ通過人数等を当観光協会へ報告（データで提出）してください。

4. ユニットハウス使用上の制限・追加工事等

(1) 使用上の制限

① ユニットハウス内でのガス使用は、設置済みの業務用コンロに限ります。

※電気コンロ、電気フライヤー等の利用は可能ですが、利用量を厳守してください。

※電力量の追加で発電機等を持ち込み使用することは可能ですが、自己負担となります。またその場合、発電機の設置場所、仕様等、別途協議が必要となります。

②出店者はユニットハウス店舗を観光協会が承認した用途以外に利用できません。

③店舗内は土足厳禁、禁煙です。清潔に保つよう心がけてください。

④大規模災害時や営業時間外に、観光協会で一時的に使用する場合があります。

⑤その他、出店者決定後に観光協会との協議により、決められた使用制限等があれば遵守してください。

(2) 原状回復

①出店者は、期間が終了したとき、または契約が解除されたときは当該物件の貸し出しを受けた状態に原状回復（故意・過失等による消耗分）の上、観光協会が指定する期日までに返還してください。なお、原状回復の施工業者は観光協会が指定します。

②原状回復（故意・過失等による消耗分）に伴う費用は、出店者の負担となります。

5. 出店申込

(1) 応募資格

①海遊ビーチ関係者（観光協会・非営利活動法人皆生ライフセービングクラブ、マリナクティビティ事業者等）及び他テナント出店者と協調を図りながら、自らの事業と皆生温泉海遊ビーチ全体の活性化、並びに地域経済の発展に寄与する意思があること。

②会社更生法に基づく更生手続きの申し立て、または更生手続開始の決定がなされたものでないこと。

③破産法に基づく破産手続開始の申し立て、または破産の宣言がなされたものでないこと。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるもの（従業員含む）でないこと。

(2) 応募書類

①出店申込書兼事業計画書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

- ③企業概要 (任意様式) ※会社の役員構成、事業の内容、沿革、従業員数など
- ④定款の写し及び会社登記簿謄本
- ⑤誓約書兼同意書 (様式第3号：個人用、様式第4号：団体用)
※本人であることが確認できる公的な身分証明書のコピーを添付してください。
(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)
※合同出店等、複数で運営する場合は様式第4号を使用。店舗の現場責任者は必ず記載して下さい。
- ⑥調査票 (様式第5号)

(3) 応募期間

2次募集 令和7年6月2日(月) 17:00まで《厳守》

※持参、郵送どちらの場合も必着。なお、郵送の場合は簡易書留郵便により提出すること。

※土・日・祝日は観光協会が休みのため、持参される場合は平日のみ。

(4) 提出先

住 所 〒683-0067 鳥取県米子市東町 161-2 米子市役所第2庁舎3階
宛 名 米子市観光協会(担当：石倉・森下)

(5) 選考方法

審査は事業計画の内容、事業者の経営状況、実績などを総合的に審査します。また、店舗出店以外で、皆生温泉海遊ビーチの賑わいに対する具体的な企画・プラン等があれば提案してください。結果は、応募締め切り後1週間程度で郵送にて通知いたします。

(6) 出店位置

出店者決定後、どの事業者が㊿～㊿のユニットハウスを利用するかは、最終的に観光協会が決定いたします。

6. 契約

(1) 契約期間及び契約締結

契約締結日～令和7年10月31日(金)までを契約期間とし、観光協会と締結します。

(2) 解除通知

出店申込みに係る書類の虚偽、または出店者が暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者、若しくはこれらと密接な関係を有する者と判明した場合は、契約を解除します。

(3) 機密の保持

本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用または第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(4) 本業務の履行に関する措置

観光協会は、出店者による本業務の履行状況が著しく不適当と認められるときは、出店者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるよう要求します。

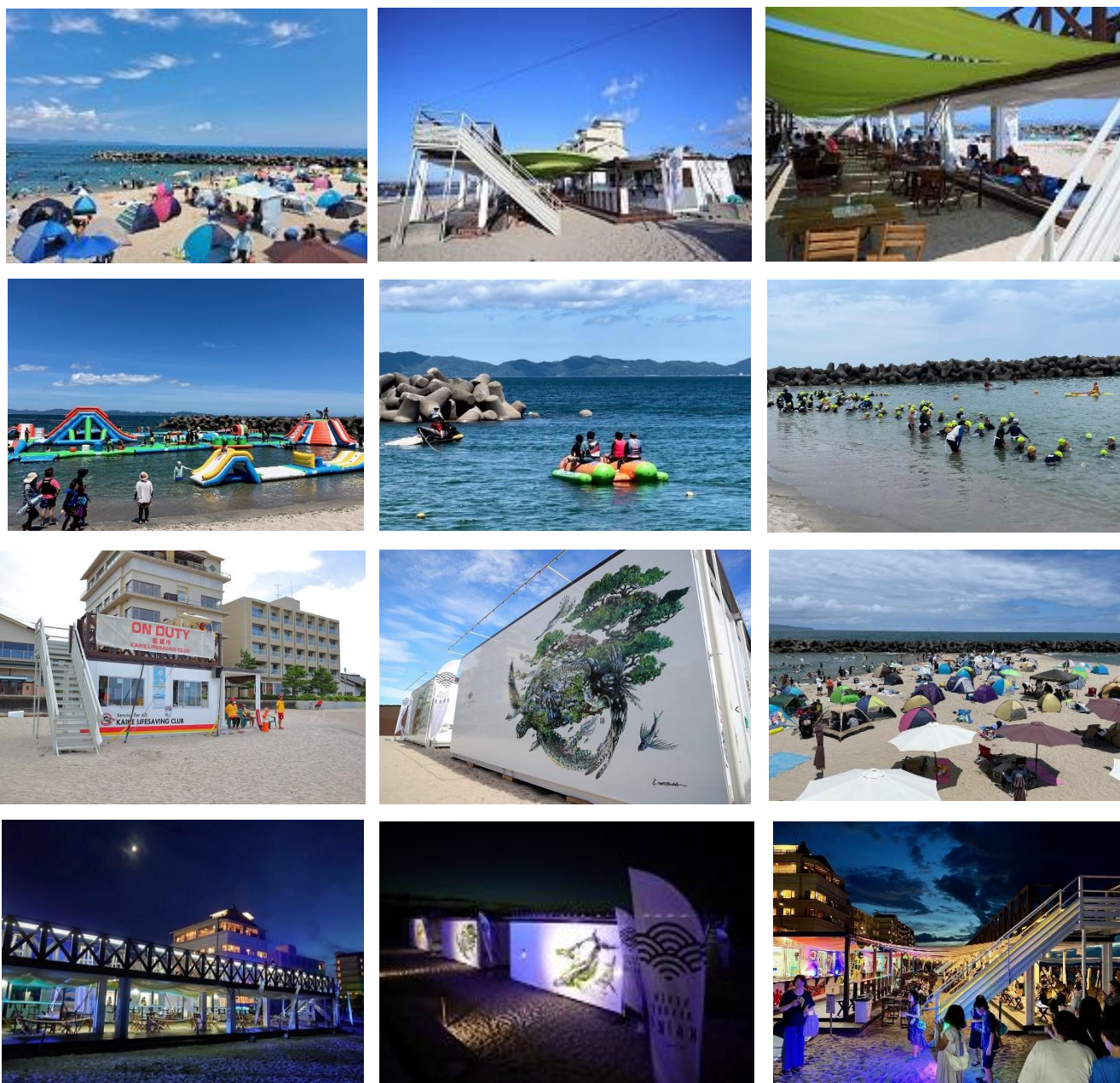
出店者は、上記要求があったとき、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に観光協会へ書面で回答するものとします。

7. お問い合わせ

米子市観光協会（担当：石倉・森下）

〒683-0067 鳥取県米子市東町 161-2 米子市役所第2庁舎3階

電話：0859-37-2311 FAX：0859-37-2377



皆生温泉海遊ビーチ（令和6年度の様子）